

農

業所得収支作成会を

開催します

農業所得は全ての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）で申告することが必要です。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に、ご自分で収支内訳書を

作成して確定申告や住民税申告の際に提出をお願いします。つきましては、左表のとおり作成会を開催します。で、作成が困難な方は該当する日においでください。その際、JAの申告支



日程および会場等

			両津地区	相川地区	国中地区	南部地区
1月	22日	木	佐渡島開発 総合センター 2階 会議室			赤泊支所 2階 第1会議室
	23日	金				
	26日	月				金井コミュニ ティセンター 2階 大会議室
	27日	火		相川支所 2階 第1応接室		小木地区公民館 1階 第2会議室
	28日	水				
	29日	木				
	30日	金				
2月	2日	月				
	3日	火				
	4日	水	海府出張所	自然休養村 管理センター		
	5日	木	岩首出張所			
	6日	金				

※会場はかなりの混雑が予想されますので、ご自分で作成できる方はなるべくご遠慮ください。

※今年度から、国中地区の支所では開催しませんのでご注意ください！

受付時間 午前9時～11時30分／午後1時～4時

※正午～午後1時は受付けません。

援システムや農協の通帳など、農業所得の計算に参考となる資料を必ずご持参ください。

参集範囲 ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方

持参するもの

○ 農業収入額等のわかるもの（農協通帳、補助金の内訳書 等）

※通帳は平成20年12月31日まで記帳してお持ちください。

○ 経費の明細がわかるもの（農薬、肥料等の領収書 等）

○ 農業機械等の取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書 等）

○ 電卓、筆記用具、印鑑 等

○ JA申告支援システムの打ち出し（封筒に入っていたものすべてお持ちください）

お問い合わせ 市役所 税務課（市民税係） ☎ 63-5110

の交付について

障

害者控除
対象者
認定書

65歳以上の方で、身体や日常生活の状況などが障がい者と同じ程度であると認められる場合は、身体障害者手帳等の交付を受けていない方も所得税や市県民税の障害者控除が適用される場合があります。

そのためには、市が交付した「障害者控除対象者認定書」が必要となります。認定書の交付を希望される方は、本庁・支所高齢福祉担当窓口で申請をしてください。その後該当となる方には市より認定書を交付します。

なお、申請の際には、印鑑と介護保険証を持参してください。お問い合わせは、市役所 税務課（市民税係） ☎ 63-5110

※認定書交付まで1週間ほどかかりますので、認定書の交付を希望される方は確定申告をされる前に早めに申請をしてください。お問い合わせは、市役所 税務課（市民税係） ☎ 63-5110

お問い合わせ 市役所 高齢福祉課（高齢福祉係） ☎ 63-3790
または各支所高齢福祉担当窓口